

総合評価落札方式における自己採点方式

入札参加者のためのQ & A

<自己採点方式について>

Q1	総合評価の自己採点と入札価格だけで落札者が決まりますか。
A1	総合評価の自己採点と入札価格で落札候補者が決まりますが、落札候補者の入札参加資格や技術資料等で評価項目をこれまでと同様に審査・確認を行った後、落札者を決定します。したがって、自己採点と入札価格だけで落札者を決定するものではありません。
Q2	自己採点方式になって電子入札の方法が変わるのですか。
A2	自己採点方式になっても、電子入札システムの入力方法は変わりません。今までと同じように、入札額及びくじ番号を入力していただきます。ただし、これまでの工事費内訳書に加えて、自己採点表を添付していただきます。 ※工事内訳書と自己採点表は、Excel ファイルの同一シートに作成し、PDF形式（又はXPSファイル）で保存したものを添付してください。
Q3	評価値が2位以下の採点はどうなりますか。
A3	自己採点方式では、原則、評価値2位以下の入札者の審査は行いません。なお、入札結果の公表において、2位以下の者については、提出した自己採点を基に算出された評価値を公表します。
Q4	審査の結果、落札候補者の評価値に変動があった場合は、どうなりますか。
A4	審査の結果、自己採点の過大評価により落札候補者の評価値に変動があっても、評価値が1位であれば、そのまま落札候補者となります。ただし、落札候補者の評価値に変動があり、順位が1位でなくなった場合は、次に1位となった入札者を落札候補者として、申請関係書類の提出を受け、改めて審査を行います。
Q5	総合評価の自己採点は高めに申請した方が有利となりますか。
A5	自己採点が過大評価であっても、申請関係書類の提出を受けて審査をするので、有利になることはありません。 なお、落札候補者となった者の自己採点に誤りがあり、新たな落札候補者を定める必要が生じた場合は、落札決定までの時間が長くなってしまいますので、適正な申請をお願いします。

Q6	自己採点方式の入札に参加する方法は、どのようにして行うのですか。
A6	電子入札システムにより、競争参加資格確認申請書画面において、制限付き一般競争入札参加申込書を添付して申込みを行います。
Q7	自己採点表を提出せずに応札した場合はどうなりますか？
A7	入札は無効として取り扱います。
Q8	自己採点表の採点が間違っていたら、失格となりますか。
A8	失格とはなりません。審査の結果、自己採点表に誤りがあった場合でも評価値が 1 位の入札者に変更がない場合は、順位 1 位の入札者を落札候補者とします。
Q9	自己採点が過小評価の場合（自己採点が市の採点より低かった場合）は、どうなりますか。
A9	自己採点による得点を評価点とします。
Q10	自己採点が過大評価の場合（自己採点が市の採点より高かった場合）は、どうなりますか。
A10	正しく修正した得点を評価点とします。
Q11	自己採点表の自己採点の欄を空白で提出した場合はどうなりますか。
A11	無効にはなりませんが、空白となっている項目に対する得点を 0 点として採点します。
Q12	自己採点表の会社名又は工事名の記載が空欄又は異なる場合はどうなりますか。
A12	空欄又は明らかに異なる記載の場合、入札は無効として取り扱います。
Q13	自己採点を間違えた場合のペナルティはありますか。
A13	ペナルティは設けておりません。
Q14	落札候補者が提出する入札参加確認申請書等はどのように提出するのですか。
A14	落札候補者とする旨の通知を受けた日の翌日から起算して 2 日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）以内に、持参により提出してください。

Q15	入札参加確認申請書等の再提出はできますか。
A15	提出期間内での再提出、差し替え等は可能です。提出期限を過ぎての再提出等は、できません。
Q16	配置予定技術者は、技術資料提出時まで特定する必要はないのか？
A16	自己採点表を提出する時点で、配置予定技術者の個人名を提出していただく必要はありません。落札候補者となった場合は、「専任配置予定の技術者等調書」と自己採点の根拠となる技術資料を提出していただきますので、これらの書類で配置予定技術者を特定していただきます。

※FAQ は随時更新していきますので是非ご活用下さい。